

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年1月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年3月6日 09時30分ごろ
発生場所	長崎県西海市頭島北西方沖 頭島南灯台から真方位006° 310m付近 （概位 北緯32° 55.0′ 東経129° 38.3′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、船外機が運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年3月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.47kW、1気筒、ボア55mm、使用燃料油ガソリン
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3 海象：波高 約1m
インシデントの経過等	<p>本船は、操縦者ほか友人1人が乗り、砂浜を出発して頭島北西方沖を航行中、船外機が停止して風波により圧流され始めたので、操縦者が、搭載していたオールで漕いだり、船外機の再起動を繰り返しながら頭島に向けて航行を続けていたところ、船外機から煙が上がるのを認めた。</p> <p>本船は、頭島に到着した後、操縦者が118番通報を行い、海上保安庁の巡視船の搭載艇によりえい航された。</p> <p>機関整備業者は、本インシデント後、船外機を解放点検したところ、冷却海水ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）の羽根がすべて溶損しており、冷却海水量が不足して船外機が過熱したと判断した。</p> <p>操縦者は、本インシデントの約2週間前に知人から本船を譲り受け、本インシデント当日が初めての乗船であり、出航前に陸上で船外機の暖機運転を行った際、船外機に冷却水を取り入れていなかった。</p> <p>本船の船外機の取扱説明書には、次の記載がある。</p> <p>冷却水無しの運転は絶対に行わないでください。エンジンが損傷します。</p>

<b>分析</b>	本船は、出航前に陸上で冷却水を取り入れていない状態で船外機の暖機運転が行われたことから、本件インペラが溶損し、冷却海水量が不足して船外機が過熱して運転できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、出航前に陸上で冷却水を取り入れていない状態で船外機の暖機運転が行われたため、本件インペラが溶損し、冷却海水量が不足して船外機が過熱して運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ ミニボートの操縦者は、陸上で水冷の船外機の暖機運転を行う際には冷却水を取り入れるとともに、冷却水が排出されていることを確認すること。</li></ul>